

平成25年司法試験の施行

司法試験法（昭和24年法律第140号）第7条の規定に基づき、平成25年司法試験の施行について、次のとおり公告する。

平成24年11月9日

司法試験委員会委員長 山口 厚

1 受験資格 司法試験法第4条の要件を満たす者

2 期日及び科目

- (1) 平成25年5月15日（水） 論文式試験 選択科目及び公法系科目
- (2) 平成25年5月16日（木） 論文式試験 民事系科目
- (3) 平成25年5月18日（土） 論文式試験 刑事系科目
- (4) 平成25年5月19日（日） 短答式試験 民事系科目、公法系科目及び刑事系科目

3 試験地 札幌市 仙台市 東京都 名古屋市 大阪市 広島市 福岡市

※ 各試験地における試験場については、平成25年1月下旬頃、官報に公告する予定。

4 出願手続等

- (1) 出願期間 平成24年11月21日（水）から同年12月5日（水）まで

なお、平成24年12月5日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

- (2) 受験願書の交付 受験願書は、司法試験委員会（所在は5(1)記載のとおり。）において、平成24年11月9日（金）から交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「司法試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形2号に200円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの）を封入して、司法試験委員会宛て請求すること。

- (3) 受験願書の提出 受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前6月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45mm、横35mmのもの。）、受験手数料として28,000円分の収入印紙（4枚以内）を所定の箇所に貼り、住民票（出願前6月以内に交付されたもの。受験願書に住民票コードを記入した場合は、住民票は添付不要。）、その他出願に必要な書類を添付して、出願期間内に司法試験委員会宛て提出すること。

なお、提出方法は、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、書留郵便によるものとする。

5 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内 電話03(3580)4111(代)）に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。
- (3) 行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。